

○学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程

平成21年1月29日

制定

(設置)

第1条 学校法人関西大学（以下「本学」という。）に、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、これまでの自己点検・評価活動の趣旨を尊重し、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表に際して総括し、自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

2 委員会は、前項の活動に関する客観性・公平性を担保するため、外部評価委員会の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させるものとする。

3 前項の外部評価委員会に関する委員構成、職務等については別に定める。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 常任理事会が指名する常勤の役員

(3) 関西大学第一高等学校長

(4) 関西大学北陽高等学校長

(5) 関西大学高等部校長

(6) 関西大学第一中学校長

(7) 関西大学北陽中学校長

(8) 関西大学中等部校長

(9) 関西大学初等部校長

(10) 関西大学幼稚園長

(11) 副学長のうち 1名

(12) 学長補佐のうち 1名

(13) 総合企画室長

(14) 初等中等教育事務局長

2 委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(委員長及び副委員長の選任)

第5条 委員長は、第3条第1項第2号に規定する常勤の役員のうちから委員会において選出する。

2 副委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

(委員の任期)

第6条 第3条第1項に規定する委員の任期は、役職在任中とする。

2 第3条第2項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職掌事項)

第8条 委員会は、第2条に規定する任務を遂行するため、大学部門委員会及び併設校部門委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次の事項について審議決定する。

(1) 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定

(2) 資料の収集及び分析

(3) 大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約

(4) 大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・勧奨

(5) 理事会への総括結果の報告

(6) 総括結果の公表

(7) 大学機関別認証評価を受ける際の認証評価機関の決定及び対応

(8) 自己点検・評価のための調査研究

(9) その他自己点検・評価に必要な事項

(自己点検・評価結果への対応)

第9条 法人、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園及びその部局は、自己点検・評価

結果に基づき、その教育研究活動等について、改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。

(大学部門委員会)

第10条 委員会のもとに、法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会を置く。

2 大学部門委員会は、本大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織・施設・設備、管理運営及び財政の状況について、各学部、研究科及び各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告する。

3 前項の報告書は、学長が意見を付し、大学部門委員会の議を経たのち、委員会へ報告する。

(構成)

第11条 大学部門委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 第3条第1項第11号に規定する副学長 1名
- (2) 第3条第1項第12号に規定する学長補佐 1名
- (3) 教育推進部、研究推進部、社会連携部及び国際部から選出された副部長 各1名
- (4) 各学部及び研究科に設置された自己点検・評価委員会の委員長
- (5) 東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所及び人権問題研究室に設置された自己点検・評価委員会の委員長並びに先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構の副機構長
- (6) 入試センター、学生センター、キャリアセンター、図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター及び保健管理センターに設置された自己点検・評価委員会の委員長
- (7) 総合企画室、総務局、財務局、管財局、梅田事務局、学長室、学事局、高槻事務局、堺事務局、入試事務局、学生サービス事務局、キャリアセンター事務局、学術情報事務局の局室長

2 大学部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

(大学部門委員長等)

第12条 大学部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 大学部門委員会の委員長は、大学部門委員会を代表し、その業務を統括する。

- 3 大学部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 4 大学部門委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 5 大学部門委員会の副委員長は、前条第1項第2号の委員をもって充てる。
- 6 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学部門委員会の運営)

第13条 大学部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 大学部門委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 大学部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 大学部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか大学部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(併設校部門委員会)

第15条 委員会のもとに、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の自己点検・評価に関する事項を統括する併設校部門委員会を置く。

- 2 併設校部門委員会は、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園が作成した報告をもとに、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園全体としての自己点検・評価を行い、報告書としてとりまとめ、委員会に報告する。

(構成)

第16条 併設校部門委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 関西大学第一高等学校長
- (2) 関西大学北陽高等学校長
- (3) 関西大学高等部校長
- (4) 関西大学第一中学校長
- (5) 関西大学北陽中学校長
- (6) 関西大学中等部校長
- (7) 関西大学初等部校長
- (8) 関西大学幼稚園長

(9) 初等中等教育事務局長

- 2 併設校部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

(併設校部門委員長等)

第17条 併設校部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 併設校部門委員会の委員長は、併設校部門委員会を代表し、その業務を統括する。
- 3 併設校部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 4 併設校部門委員会の委員長は、前条第1項第1号から第3号の委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
- 5 併設校部門委員会の副委員長は、前条第1項第1号から第3号の委員のうち、前項の規定により委員長に選出された者を除く委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
- 6 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(併設校部門委員会の運営)

第18条 併設校部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 併設校部門委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 併設校部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 併設校部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか併設校部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、企画管理課が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。